

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年十二月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和四年十二月七日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
72.01	[略]			72.01	[同左]		
72.16	[略]			72.16	[同左]		
72.17	鉄又は非合金鋼の線			72.17	鉄又は非合金鋼の線		
7217.10	[略]			7217.10	[同左]		
7217.20	一亜鉛をめつきしたもの			7217.20	一亜鉛をめつきしたもの		
	一炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの				一炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
	一一炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの				一一炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		
010	一一一横断面の最大寸法が1.5ミリメートル以下のもの	KG		010	一一一横断面の最大寸法が1.5ミリメートル以下のもの	KG	
011	一一一その他のもの(第79類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめつきしたもので、横断面が円形又はだ円形のものに限る 。)	KG		019	一一一その他のもの	KG	
019	一一一その他のもの	KG					
090	一一一その他のもの	KG		090	一一一その他のもの	KG	
099	一一その他のもの	KG		099	一一その他のもの	KG	
7217.30	[略]			7217.30	[同左]		
7217.90	[略]			7217.90	[同左]		
	[略]				[同左]		
72.18				72.18			

く	[略]		く	[同左]		
72.28			72.28			
72.29	その他の合金鋼の線		72.29	その他の合金鋼の線		
7229.20	[略]		7229.20	[同左]		
7229.90	－その他のもの		7229.90	－その他のもの		
100	－合金工具鋼のもの	KG	100	－合金工具鋼のもの	KG	KG
200	－高速鋼のもの	KG	200	－高速鋼のもの	KG	KG
	－その他のもの			－その他のもの		
910	－ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG	910	－ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG	KG
920	－第79類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめつきしたものであつて、ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上0.007%以下、かつ、この類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれこの類の注1(f)に掲げる割合未満のものうち、炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの(横断面が円形又はだ円形で、横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超えるものに限る。)	KG	990	－その他のもの	KG	KG
990	－その他のもの	KG				
[略]			[同左]			